

全国大会における費用、謝金等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本臨床発達心理士会全国大会（以下、全国大会）において徴収する費用、および支払う謝金等の基準について定めるものである。

(全国大会参加費)

第2条 全国大会に参加したい本会会員は、事前申込みの場合は参加費 10,000 円を納入する。また、直前申込みあるいは当日申込みの場合は 13,000 円を納入する。

(発表費)

第3条 全国大会に実践研究発表(口頭発表、ポスター発表、シンポジウム等の発表)を行う場合はあらかじめ原稿の査読を受ける必要があり、その経費として 4,000 円を納入する。

2. 前項にかかわらず、本会の委員会・支部・テーマ別研究会が企画したものについては査読不要であり査読経費も納入する必要が無い。

(講師謝金・旅費)

第4条 全国大会運営委員会（以下、運営委員会）もしくは全国大会準備委員会（以下、準備委員会）から依頼した、「運営委員会企画」「準備委員会企画」の講師には、本会旅費・講師料等規程に則って講師料と旅費を支払う。

2. 前項にかかわらず、本会会員には本部からの旅費支出は行わない。

(座長・コメンテーター謝金)

第5条 運営委員会から依頼した実践研究発表座長、コメンテーターには、本会旅費・講師料等規程の「補助講師」としての謝金を支払う。

(査読謝金)

第6条 運営委員会から依頼した発表原稿査読者には、1 件について 2,000 円の査読料を支払う。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、全国大会運営委員会が発議し、理事会の決議によって決定する。

2. 前項にかかわらず、理事会閉会中は執行部会の決議により仮に執行することが出来る。その場合は直近の理事会において承認を得る必要がある。

付則 本細則は 2025 年 2 月 16 日より効力を発する。